

避難勧告等の判断・伝達マニュアル

沿革

平成29年 3月策定

平成30年 2月修正

かほく市

目 次

第1章 避難行動・情報伝達	1
はじめに	1
1 市の責務と居住者・施設管理者等の避難行動の原則	2
(1) 市の責務	2
(2) 居住者の避難行動の原則	2
(3) 施設管理者等の避難行動の原則	2
2 避難行動（安全確保行動）の考え方	6
(1) 避難の目的	6
(2) 避難行動	6
(3) 指定緊急避難場所と指定避難所	6
3 避難勧告等を受け取る立場にたった情報提供の在り方	7
(1) 平時からの情報提供	7
(2) 災害発生のおそれが生じた場合における情報の伝達	8
(3) 避難勧告等の伝達	8
(4) 居住者・施設管理者等に自らの判断による避難を促す防災気象情報等の提供	11
4 避難勧告等の伝達手段と方法	11
(1) 伝達的手段	11
(2) 伝達の方法	14
5 要配慮者等の避難の実効性の確保	14
(1) 要配慮者利用施設等における災害計画の実効性の確保	14
(2) 要配慮者の避難	15
(3) 要配慮者利用施設等や要配慮者への情報の伝達	15
第2章 発令基準・防災体制	16
1 避難勧告等発令の判断基準の基本的考え方	16
2 防災気象情報等の入手	17
3 洪水等の避難勧告等	18
(1) 避難勧告等の対象とする洪水等	18
(2) 避難勧告等の発令対象区域	18
(3) 避難勧告等の発令を判断するための情報	19
(4) 避難勧告等の判断基準の設定	22
4 土砂災害の避難勧告等	23
(1) 避難勧告等の対象とする土砂災害	23
(2) 避難勧告等の発令対象区域	23
(3) 避難勧告等の発令を判断するための情報	25
(4) 避難勧告等の判断基準の設定	26

5	津波の避難指示（緊急）	27
	（1）避難指示（緊急）の対象とする津波	27
	（2）避難指示（緊急）の対象とする区域	27
	（3）避難指示（緊急）の発令を判断するための情報	28
	（4）避難指示（緊急）の判断基準の設定	28
6	避難勧告等の発令時における助言	29
7	市の体制と災害時対応の流れ	29
	（1）躊躇なく避難勧告等を発令するための体制	29
	（2）自然災害の発生が想定される際の防災体制	30
	（3）防災気象情報の発表等と市の災害時対応の時系列	30

第1章 避難行動・情報伝達

はじめに

内閣府（防災担当）による「避難勧告等に関するガイドライン」は、平成17年に策定され、その後設けられた新たな制度や、災害の教訓を踏まえた改定がなされているところである。

市ではこのガイドラインに基づき、居住者、滞在者（以下「居住者等」という。）及び要配慮者利用施設や地下街等の所有者又は管理者（以下「施設管理者等」という。また、居住者等とあわせて以下「居住者・施設管理者等」という。）が的確な避難行動をとれるよう、本市の特性を踏まえて本マニュアルを策定するものである。

なお、本マニュアルでは、自然災害のうち洪水及び内水氾濫（以下「洪水等」という。）、土砂災害、津波災害に伴う避難を対象とし、積乱雲の急な発達により発生する竜巻、雷、急な大雨といった現象は、適時的確な避難勧告等の発令が困難であることから対象としていない。

また、かほく市では潮位の上昇値が0.8mで高潮注意報、1.2mで高潮警報が発表されるが、平成23年度に石川県が実施し、平成28年度に見直しを行った津波浸水想定調査の結果によれば、市の最大津波高は3.8mであり、この場合の浸水想定区域内に住家等は存在しないことから、高潮災害個別の判断基準は設けず、台風情報、高潮注意報、高潮警報、高潮特別警報、暴風警報、暴風特別警報などの情報に注視し、海水浴シーズンなど海岸付近に人が集まっている場合等に、必要に応じて避難勧告等を発令するものとする。

なお、洪水・土砂災害・津波ハザードマップについては、かほく市地域防災計画 資料編による。

本計画は、かほく市地域防災計画 一般災害対策編 第2章 第12節 避難体制の整備、第3章 第15節 水防活動及び津波災害対策編 第2章 第10節 避難体制の整備に示す、避難勧告等の判断・伝達マニュアル等を具体化したものである。

1 市の責務と居住者・施設管理者等の避難行動の原則

(1) 市の責務

ア 災害対策基本法において、市長は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、地域の居住者等に対し、避難勧告等を発令することができることとされている。

このため、市は、関係機関からの情報や自ら収集した情報等により、的確に判断を行い、躊躇することなく避難勧告等を発令し、速やかに居住者等に伝える責務を有する。

また、そのための具体的な発令基準の設定、情報伝達手段の確保、防災体制の整備等を行う必要がある。

イ 居住者等には避難勧告等の発令そのものに従う義務が課されていないが、居住者等は「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難勧告等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが期待されている。

したがって、市は、一人ひとりが適切な避難行動をとることができるよう、平時から防災知識の普及をはかるとともに、災害時には居住者等が判断できる情報を提供する責務を有する。

(2) 居住者の避難行動の原則

自然災害に対しては、行政に過度な期待や依存をすることなく、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）に陥ることなく、居住者等が自らの判断で避難行動をとることが原則である。

また、市から避難勧告等が発令された場合は、居住者等は、速やかにあらかじめ決めておいた避難行動をとる必要がある。

なお、避難勧告等は、一定のまとまりをもった範囲に対して発令するものであり、各個人の居住地の地形、住宅構造、家族構成等には違いがあるため、適切な避難行動、避難のタイミングは各居住者・施設管理者等で異なる。

このため、災害種別毎に自宅等が、立退き避難が必要な場所なのか、あるいは、上階への移動等で命に危険が及ぶ可能性がなくなるのか等について、各居住者・施設管理者等はあらかじめ確認・認識し、自ら避難行動を判断する必要がある。

(3) 施設管理者等の避難行動の原則

要配慮者利用施設は、その設置目的を踏まえた施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、利用者の避難計画を含む災害計画を作成することとされている。

この規定に基づき、施設管理者等は災害計画を予め作成するとともに、大雨注意報又は洪水注意報等が発表された場合など、リアルタイムで発信される防災気象情報を自ら把握し、早めの避難措置を講じる必要がある。

特に、規模の小さな河川等の場合、その水位上昇は極めて速いことが多く、氾濫危険情報の発表後や避難勧告等の発令後、避難等のための時間的余裕はあまりないことから、早めに避難措置を講じる必要がある。

なお、要配慮者利用施設の所有者又は管理者（以下「管理者等」という。）は、市や消防団、区・町会又は自主防災組織等の地域社会とも連携を図り、避難時に地域の支援を得られるようにする等の工夫をすることが望ましい。

また、法律等による災害計画の作成義務が課せられていなくても、アンダーパスを有する道路の管理者及び地下工事の責任者等においては、洪水等により命が脅かされる危険性がある場合には、防災気象情報や水位情報等に注意を払い、道路利用者や工事関係者等に危険が及ばないように、立ち入り規制や待避等の措置を適切に講じる必要がある。

【避難勧告等により立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動】

	発令時の状況	立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> ○避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立ち退き避難する。 ○その他の人は立ち退き避難の準備を整えたとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ○突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所又は区・町会が定めた緊急の避難場所（以下「緊急避難場所等」という。）へ立ち退き避難することが強く望まれる。
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> ○予想される災害に対応した指定緊急避難場所等へ速やかに立ち退き避難する。 ○指定緊急避難場所等への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な場所、より安全な建物等）への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」（屋内のより安全な場所への移動）を行う。
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、避難の準備や判断の遅れ等により、立ち退き避難を躊躇していた場合は、緊急に避難する。 ○指定緊急避難場所等への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」を行う。 ○津波については強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市からの避難指示（緊急）の発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに避難行動をとることが必要である。

【居住者・施設管理者等の避難行動に関する基本的な対応等】

区分	行動内容
共通	<ul style="list-style-type: none"> ○避難勧告等が出されなくても、「自分の身は自分で守る」という考え方の下に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。 ○避難勧告等の対象とする区域は一定の想定に基づいて設定したものであり、その区域外であれば一切避難しなくても良いというものではなく、想定を上回る事象が発生することも考慮して、危険だと感じれば、自発的かつ速やかに避難行動をとる。 ○台風や同程度の温帯低気圧（以下「台風等」という。）の接近や大雨により、警報・特別警報が発表された場合は、その時点での避難勧告等の発令の状況を注視し、災害の危険性の有無を確認することが必要である。 ○台風等の接近に伴い暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合、立退き避難が必要な居住者等は、暴風警報等に表示される警報級の時間帯（特に暴風の吹き始める時間帯）に留意し、暴風で避難できなくなる前に、避難準備・高齢者等避難開始が発令された段階で、各人が判断して早めに立退き避難を行う必要がある。 ○市は、居住者等の安全を考慮して、災害発生の可能性が少しでもある場合、避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告を発令することから、実際には災害が発生しない「空振り」となる可能性が非常に高くなる。避難した結果、何も起きなければ「幸運だった」という心構えが重要である。 ○自動車による避難は、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることに留意すべきである。 ○要配慮者利用施設の管理者等は、要配慮者が避難に多くの時間を要するため、避難先への移動にかかる時間を考慮の上、大雨等の注意報が発表された段階から、個別に Web 情報等から雨量や雨域の移動等の観測値や防災気象情報等を把握し、早めの措置を講じる必要がある。また、災害時に利用者の避難が円滑かつ迅速に進むよう、平時から具体的な災害計画を作成し、訓練を実施する必要がある。 ○地下街等の管理者等は、多数の利用者の避難が円滑かつ迅速に進むよう、関係者と連携し、平時から具体的な災害計画を作成し、訓練を実施する必要がある。
洪水等	<ul style="list-style-type: none"> ○激しい降雨時には、河川には近づかない。 ○家屋の流失等のおそれがある場合、自宅最上階まで浸水する場合、長時間の浸水が継続することが予想される場合等、自宅にとどまることで命に危険が及ぶおそれがある居住者等については、指定緊急避難場所等まで立退き避難する。 ○浸水想定区域の居住者等については、避難勧告等が発令された後、逃げ遅れて、激しい雨が継続するなどして、指定緊急避難場所等まで移動することがかえって危険を及ぼすと判断されるような場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動し、それさえ危険な場合は、屋内の上層階に留まる。 ○小さい川や側溝が勢いよく流れている場合は、その上を渡らない。 ○自分がいる場所での降雨はそれほどではなくても、上流部の降雨により急激に河川の水位が上昇することがあるため、洪水注意報が出た段階、上流に発達した雨雲等が見えた段階で河川敷等での活動は控える。 ○大雨により、側溝や下水道の排水が十分にできず、浸水している場合は、マンホールや道路の側溝には近づかない。 ○居住者等や地下街・地下空間等の利用者等の命に危険を及ぼすおそれのない小河川や下水道（以下「小河川・下水道等」という。）からの氾濫に対しては、避難勧告等が発令されないことを前提とし、浸水が発生してもあわてず、各自の判断で避難行動をとる。 ○小河川・下水道等からの氾濫に際し、浸水しているところを移動することは、むしろ危険な場合が多く、また短時間で浸水が解消することが多いことから、孤立したとしても基本的には移動しない。 ○小河川・下水道等からの氾濫に際して、やむを得ず移動する場合は、浸水した水の濁りによる路面の見通し、流れる水の深さや勢いを見極めて判断する必要がある。

区分	行動内容															
土砂災害	<p>○小さな落石、湧き水の濁りや地鳴り・山鳴り等の土砂災害の前兆現象を発見した場合は、いち早く自発的に避難するとともに、市にすぐに連絡する。</p> <p>○土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害警戒区域等」という。）の居住者等については、避難準備・高齢者等避難開始の段階から自発的に避難を開始することを推奨する。風雨が強まってからの移動は負担も大きく命の危険を伴う場合があるので、可能な限り、天気が荒れる前に避難を開始することが望ましい。</p> <p>○土砂災害警戒区域等の居住者等については、避難勧告が発令された時点で、既に付近で土砂災害が発生していることなどにより、指定緊急避難場所等までの移動（立退き避難）が、かえって命に危険を及ぼしかねないと判断されるような状況の場合には、少しでも早くより安全な場所へと避難する。具体的には、近隣の安全な場所（近隣の堅牢な建物、山から離れた小高い場所等）への移動や、屋内での安全確保（自宅の上層階で山からできるだけ離れた部屋等への移動）をとる。</p> <p>○土砂災害警戒判定メッシュ情報において、黄色のメッシュは、「実況または予想で大雨注意報基準に到達」することを示しており、この段階から、今後の大雨警報（土砂災害）の発表に注意し、土砂災害警戒判定メッシュ情報で発表される危険度をこまめに入手することが望ましい。</p> <p>○赤色のメッシュは、「実況または予想で大雨警報（土砂災害）基準に到達」することを示しており、この基準は要配慮者の避難に要する時間を考慮して設定されている。このため、土砂災害警戒区域等に居住する要配慮者はこの段階で避難開始となる。また、土砂災害の予測の困難さから、居住者等も、この段階から自発的に避難を開始することが強く望まれる。</p> <p>○薄い紫色のメッシュは、「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」することを示しており、人命や身体に危害を生じる土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況となっている。</p> <p>○濃い紫色のメッシュは、「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」し、過去の土砂災害発生時に匹敵する極めて危険な状況となっており、すでに土砂災害が発生していてもおかしくない。このため、土砂災害警戒区域等の居住者等は、可能な限り早めの避難行動を心がけ、遅くとも該当するメッシュが薄い紫色になった段階で速やかに避難行動を開始し、濃い紫色に変わるまでに避難行動を完了しておく必要がある。</p> <p>【土砂災害警戒判定メッシュ情報】</p> <table border="1" data-bbox="347 1317 1361 1496"> <tbody> <tr> <td data-bbox="347 1317 467 1352">高</td> <td data-bbox="467 1317 759 1352">極めて危険</td> <td data-bbox="759 1317 1361 1352">実況で土砂災害警戒情報の基準に到達</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 1352 467 1388">↑</td> <td data-bbox="467 1352 759 1388">非常に危険</td> <td data-bbox="759 1352 1361 1388">予想で土砂災害警戒情報の基準に到達</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 1388 467 1424">危険度</td> <td data-bbox="467 1388 759 1424">警戒</td> <td data-bbox="759 1388 1361 1424">実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 1424 467 1460">↓</td> <td data-bbox="467 1424 759 1460">注意</td> <td data-bbox="759 1424 1361 1460">実況または予想で大雨注意報の土壌雨量指数基準に到達</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 1460 467 1496">低</td> <td data-bbox="467 1460 759 1496">今後の情報等に留意</td> <td data-bbox="759 1460 1361 1496">実況または予想で大雨注意報の土壌雨量指数基準未達</td> </tr> </tbody> </table>	高	極めて危険	実況で土砂災害警戒情報の基準に到達	↑	非常に危険	予想で土砂災害警戒情報の基準に到達	危険度	警戒	実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達	↓	注意	実況または予想で大雨注意報の土壌雨量指数基準に到達	低	今後の情報等に留意	実況または予想で大雨注意報の土壌雨量指数基準未達
高	極めて危険	実況で土砂災害警戒情報の基準に到達														
↑	非常に危険	予想で土砂災害警戒情報の基準に到達														
危険度	警戒	実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達														
↓	注意	実況または予想で大雨注意報の土壌雨量指数基準に到達														
低	今後の情報等に留意	実況または予想で大雨注意報の土壌雨量指数基準未達														
高潮	<p>○暴風時の屋外移動は危険を伴うこと、海岸堤防等の倒壊等が発生したとしても屋外への避難行動が必要とは限らないことから、高潮からの避難では、暴風が吹き始めるまでに予想最高潮位に応じた浸水想定範囲外への避難行動をとる必要がある。</p>															
津波	<p>○津波は 20cm から 30cm 程度の高さであっても、急で強い流れが生じるため、これに巻き込まれて流されれば、命を脅かされる可能性があることから、大津波警報・津波警報・津波注意報のいずれが発表された場合であっても、危険な地域からの一刻も早い避難行動をとる必要がある。</p> <p>○震源が沿岸に近い場合は地震発生から津波来襲までの時間が短いことから、少しでも早く避難する必要がある。津波災害警戒区域等に居るときに強い揺れ（震度 4 程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた者は、気象庁の津波警報等の発表や市からの避難指示（緊急）の発令を待たずに、各自が自発的かつ速やかに避難行動をとる必要がある。</p>															

2 避難行動（安全確保行動）の考え方

（1）避難の目的

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」である。

命を守るという観点では、災害のどのような事象が命を脅かす危険性を持つことになるのかを認識し、避難行動を取るにあたっては、災害種別毎に命の脅威がある場所、それぞれの脅威に対する避難行動、避難のタイミング等を、できる限り事前に明確にしておく必要がある。

（2）避難行動

平成 25 年の災害対策基本法改正（以下「災対法改正」という。）以前における避難行動は、避難勧告等の発令時に行う、小中学校の体育館や公民館といった公的な施設への避難が一般的であったが、災対法改正以後は、次の全ての行動を避難勧告等の対象とする。

ア 立退き避難

指定緊急避難場所へ移動することが原則であるが、指定緊急避難場所へ移動することがかえって命に危険を及ぼしかねないと避難者自らが判断する場合には、近隣のより安全な場所（公園、親戚や友人の家等）や、近隣のより安全な建物等（高い建物、強度の強い建物等）へ避難する。

イ 屋内安全確保

外出することすら危険な場合には、屋内でもより安全な場所（建物の 2 階等高いところ、山から離れたところ）へ移動する。

（3）指定緊急避難場所と指定避難所

避難行動をとる際の安全確保の観点から、災対法改正により避難場所と避難所を明確に区分し、あらかじめ市が指定緊急避難場所と指定避難所として指定することとされた。

また、指定緊急避難場所については、命を守るために緊急的に避難するための場所であるから、行政職員の到着を待たずとも、自主防災組織をはじめとする居住者等によって開錠等ができるようにしておく必要がある。

なお、区・町会又は自主防災組織が、地域内で比較的安全な施設等を近隣の安全な場所として自主的に設定する場合は、早めに避難行動を開始することにより可能な限り指定緊急避難場所への立退き避難を心がけることが原則であること、近隣の安全な場所は比較的安全とはいえ一定のリスクを抱えていること等も含めて助言するものとする。

【避難所等の区分】

区分	内容
拠点避難所 (指定避難所)	災害により居住場所を失った方や、避難のために立ち退きを行った方が、一時的に滞在する場所。
福祉避難所 (指定避難所)	通常の避難所では生活に支障がある高齢者や障害者、乳幼児など特別な配慮を必要とする方を受け入れる場所。
緊急避難場所 (指定緊急避難場所)	災害が発生し、又は発生の恐れがある場合に、身の安全を確保するため緊急的に避難する場所。市が作成した各種ハザードマップに基づき、災害の種類ごとに指定されている。
区・町会又は自主防災組織が定めた緊急の避難場所	区・町会又は自主防災組織が定めた緊急の避難場所。必要に応じて区・町会又は自主防災組織が自主的に開設・運営する。

※避難所等の詳細については、かほく市地域防災計画資料編参照

3 避難勧告等を受け取る立場にたった情報提供の在り方

(1) 平時からの情報提供

市は、居住者・施設管理者等が過去の被災実績に捉われず、これまでにない災害リスクにも自ら対応できるよう、平時から災害リスク情報や、災害時に対象者がとるべき避難行動について、その考え方も含めて説明を徹底するものとする。

特に、避難行動に関しては、避難行動の選択肢、発令単位となる地区名について、十分に周知するとともに、居住者等が最終的に避難行動を判断しなければならないということを確実に伝えるものとする。

また、市は、居住者・施設管理者等が避難行動を判断する際に参考となる各種の防災関連情報を入手しやすくするための環境整備を進めるとともに、防災関連情報の入手手段や活用方法等について平時から周知するものとする。

このほか、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するとともに、自動車避難に伴う危険性の周知に努めるものとする。

ア 周知方法

周知にあたっては、居住者・施設管理者等向けのパンフレットの配布や映像等を用いたわかりやすい資料により、児童を含めた防災教育等を実施する。

イ 避難行動をあらかじめ認識するための取組み

避難勧告等が発令された場合、居住者等が短時間のうちに適切な避難行動をとるためには、自分の身は自分で守るという意識の下、居住者等が、あらかじめ想定される災害毎にどのような避難行動をとれば良いか、立退き避難をする場合にどこに行けば良いか、避難に際してどのような情報に着目すれば良いか等をあらかじめ認識し、居住者等が主体的に具体的な避難に関する計画を検討しておく必要がある。(かほく市あんぜん・あんしん防災マップ2016 P4 我が家の防災メモへの記載等)

また、施設管理者等においては、利用者の避難誘導等を適切に実施する必要があることから、災害毎に利用者がとるべき避難行動、避難先、避難に際して着目すべき情報等をあらかじめ認識し、平時から具体的な災害計画を策定し、訓練を実施しておく必要がある。

(2) 災害発生のおそれが生じた場合における情報の伝達

台風による大雨発生等、事前に予測が可能な場合において、災害発生の危険性が高まった場合には、災害の危険が去るまでの間、避難勧告等の発令の今後の見通し、発令時に対象者がとるべき避難行動等について、時々刻々と変化する状況を居住者・施設管理者等に対して繰り返しわかりやすい言葉で伝達するよう努める。

また、地域での声かけや、川の映像情報の提供等、居住者・施設管理者等が避難しなければならないと思うような情報提供を実施するものとする。

ア 気象警報等、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、土砂災害警戒判定メッシュ情報などの防災気象情報等を収集し、その時点の状況や避難勧告等の発令の見通し等、居住者・施設管理者等に対して早い段階から確実な情報提供を行う。

イ 避難場所については、避難勧告等発令時に円滑に避難できるよう、事前に居住者・施設管理者等に周知する。

ウ 避難勧告等の発令時に、その対象者を明確にするとともに、対象者ごとにとるべき具体的な避難行動を、災害発生前から周知する。

(3) 避難勧告等の伝達

ア 避難勧告等を発令する際には、その対象者を明確にするとともに、対象者がとるべき避難行動を理解できるよう、どのような災害が、どの地域に発生するおそれがあるのか、どのような避難行動をとるべきか等を具体的に伝える。

イ 早い段階から危機感を喚起させるとともに、避難に時間を要する要配慮者や突発性が高く予測が困難な災害発生のおそれがある区域の居住者等に対して避難を促すため、避難準備・高齢者等避難開始を活用する。

ウ 避難準備・高齢者等避難開始の伝達にあたっては、避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は避難を開始することを確実に伝達する。また、その他の人については、立退き避難の準備を整えるとともに、急激な水位上昇のおそれがある河川沿いの居住者や、土砂災害警戒区域・危険箇所等の居住者等については、事前予測が困難であることから、避難準備・高齢者等避難開始の段階から自発的に避難開始することを伝達する。

エ 危機的な状況になった場合は、市長から居住者・施設管理者等に直接呼びかけることも検討する。

オ 避難勧告等を発令したときは、市長はその旨を県知事に報告する必要がある。この他、国土交通省の河川事務所や地方气象台、消防、警察等の関係機関にも情報伝達するものとする。

カ 避難勧告等が解除された場合には、居住者・施設管理者等に対し、どの情報が継続して出ている、どの情報が解除されたのか、あるいは全ての情報が解除されたのか等を明確に

伝達する。

キ 防災行政無線は、大量の情報を正確に伝達することが難しいことから、伝達文は簡潔にし、緊迫感のある表現で、とるべき行動を具体的に示すとともに、風雨等で聴き取りづらい場合は繰り返し伝達する。

ク 避難勧告等の伝達は、共通の情報を多様な伝達手段を組み合わせることで、広く確実に伝達する。

ケ 防災行政無線を利用した避難勧告等の伝達文の例については、次の通りとする。なお、いいメールかほく等その他の手段を用いる場合も、この伝達文の例を基本とする。

【洪水等】

区分	伝達文の例
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none">■緊急放送、緊急放送、避難準備・高齢者等避難開始発令。■こちらは、かほく市です。■〇〇川に関する避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。■発令対象地区は、〇〇地区、〇〇地区、・・・です。■〇〇川が氾濫するおそれのある水位に近づいています。（〇〇頃に、〇〇川が氾濫するおそれのある水位に近づくと予想されます。）■お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方については、避難を開始してください。 ※（急激に水位が上昇する等、早めの避難が必要となる地区がある場合）また、川沿いにお住まいの方については、避難を開始してください。■なお、避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。■それ以外の方については、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難をしてください。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none">■緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。■こちらは、かほく市です。■〇〇川に関する避難勧告を発令しました。■発令対象地区は、〇〇地区、〇〇地区、・・・です。■〇〇川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。（〇〇頃に、〇〇川が氾濫するおそれのある水位に到達すると予想されます。）■速やかに避難を開始してください。■外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none">■緊急放送、緊急放送、避難指示発令。■こちらは、かほく市です。■〇〇川に関する避難指示を発令しました。■発令対象地区は、〇〇地区、〇〇地区、・・・です。■〇〇川の水位が堤防を越えるおそれがあります。■未だ避難していない方は、緊急に避難をしてください。■外が危険な場合は、屋内の高いところに緊急に避難してください。■〇〇地区で堤防から水があふれだしました。現在、浸水により〇〇道は通行できない状況です。〇〇地区を避難中の方は大至急、最寄りの高層建物など、安全な場所に避難してください。

【土砂災害】

区分	伝達文の例
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ■緊急放送、緊急放送、避難準備・高齢者等避難開始発令。 ■こちらは、かほく市です。 ■土砂災害に関する避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。 ■発令対象地区は、〇〇地区、〇〇地区、・・・です。 ■土砂災害の危険性が高まることが予想されます。（〇〇頃に、土砂災害の危険性が高まることが予想されます。） ■お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方については、避難を開始してください。 ■（早めの避難が必要となる地区がある場合）また、崖の付近や沢沿いにお住まいの方については、避難を開始してください。 ■なお、避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。 ■それ以外の方については、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難をしてください。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ■緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。 ■こちらは、かほく市です。 ■土砂災害に関する避難勧告を発令しました。 ■発令対象地区は、〇〇地区、〇〇地区、・・・です。 ■土砂災害の危険性が高まっています。（〇〇頃に、土砂災害の危険性が高まることが予想されます。） ■速やかに避難を開始してください。 ■外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ■緊急放送、緊急放送、避難指示発令。 ■こちらは、かほく市です。 ■土砂災害に関する避難指示を発令しました。 ■発令対象地区は、〇〇地区、〇〇地区、・・・です。 ■△△地区で土砂災害の発生（または、山鳴り、流木の流出）が確認されました。 ■土砂災害の危険性が極めて高まっています。 ■未だ避難していない方は、最寄りの頑強な建物等へ緊急に避難をしてください。 ■外が危険な場合は、屋内の山から離れた高いところに緊急に避難してください。

【津波災害】

区分	伝達文の例
避難指示（緊急）※津波注意報が発表された場合	<ul style="list-style-type: none"> ■緊急放送、緊急放送、避難指示発令。 ■こちらは、かほく市です。 ■津波注意報が発表されたため、海岸付近の地域に避難指示を発令しました。 ■海岸付近は危険です。ただちに海岸から離れて高い場所に緊急に避難してください。
避難指示（緊急）※強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合	<ul style="list-style-type: none"> ■緊急放送、緊急放送、避難指示発令。 ■こちらは、かほく市です。 ■強い揺れの地震がありました。 ■津波が発生する可能性があるため、海岸付近の地域に避難指示を発令しました。 ■ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。
避難指示（緊急）※大津波警報、津波警報が発表された場合	<ul style="list-style-type: none"> ■緊急放送、緊急放送、避難指示発令。 ■こちらは、かほく市です。 ■大津波警報（または、津波警報）が発表されたため、海岸付近の地域に避難指示を発令しました。 ■ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。

(4) 居住者・施設管理者等に自らの判断による避難を促す防災気象情報等の提供

市は、災害のおそれがある各段階で、居住者・施設管理者等が、自らの判断により適切な避難行動がとれるよう、防災気象情報や画像情報等が入手しやすい環境整備を進めるとともに、国や県、メディア等と連携しつつ、平時からあらゆる機会を活用し、防災気象情報等が示す内容とその入手方法等についてわかりやすく周知する。

4 避難勧告等の伝達手段と方法

避難勧告等を居住者・施設管理者等に広く確実に伝達するため、また、停電や機器・システム等に予期せぬトラブル等があることも想定し、共通の情報を可能な限り多様な手段で伝達する必要がある。

そのため、防災行政無線等、情報の受け手側の能動的な操作を伴わず、必要な情報が自動的に配信されるタイプの伝達手段である PUSH 型の伝達手段を活用する。

ただし、PUSH 型の伝達手段のうち、屋外拡声器を用いた防災行政無線（同報系）での伝達については、大雨等により屋外での音声による伝達が難しい面もあることから、防災行政無線（同報系）戸別受信機、IP（Internet Protocol）告知システム、緊急速報メール、登録制メールやコミュニティ FM（自動起動ラジオを使用する場合）等の屋内で受信可能な手段を組み合わせる。

さらに、より多くの受け手により詳細に情報を伝達するため、PUSH 型に加え、市ホームページのほか、SNS、ケーブルテレビ、コミュニティ FM（一般のラジオ端末を使用する場合）、テレビ・ラジオやウェブ、テレビのデータ放送等、情報の受け手側の能動的な操作により、必要な情報を取りに行くタイプの伝達手段である PULL 型手段も活用して伝達手段の多様化・多重化に取り組む。その際には、より効率的に情報を伝達するため、Lアラートを活用する。

なお、利用可能な情報伝達手段を最大限活用できるよう、平時から各伝達手段の点検や災害を想定した操作訓練等を行う。

また、災害時は職員の対応能力を大幅に上回る業務が発生するため、システム改良等による入力担当職員の負担軽減や、防災担当職員以外の部局の職員が避難勧告等の情報伝達を担う等、全庁をあげた役割分担の体制を構築しておくとともに、訓練等を通じた操作担当者の機器操作の習熟を推進する。

(1) 伝達の手段

避難勧告等を居住者・施設管理者等に伝達する主な手段は次のとおりとする。

なお、衛星通信や V-Low マルチメディア放送（99MHz を超え 108MHz 以下の周波数を使用し行う放送）等、今後の新たな技術や知見を踏まえ、より効果的な手段を利活用していくものとする。

また、報道機関からの情報が居住者・施設管理者等の危険を察知するのに重要な役割を果たしていることを認識し、平時から報道機関との信頼関係を構築しておくものとする。

【避難勧告等を居住者・施設管理者等に伝達する主な手段】

区分	内容
防災行政無線(同報系)(屋外拡声器、戸別受信機)	<p>災害時には、市内 54 箇所を設置した屋外拡声器及び区・町会の集会所、障害者宅に設置された戸別受信機を通じて、避難情報等を伝達する。</p> <p>防災行政無線は、耐災害性が高く、市が地域の居住者・施設管理者等に直接的に情報を伝えることができる手段であるが、屋外拡声器から伝達する場合は、大雨で音がかき消されたりすることがあるように、気象条件、設置場所、建物構造等によっては情報伝達が難しく、TV、ラジオ、メール等よりも伝達できる情報量は限られる。</p> <p>なお、屋外拡声器からの放送内容が聞き取りにくかった場合に、電話をかけることで放送内容を確認することができるテレフォンサービス(Tel0180-997-222 ※有料)を導入している。</p> <p>また、戸別受信機は、屋内で情報を受信することから、端末を設置している世帯に、より確実に情報を伝達できるが、全世界への戸別受信機の配備は行っていない。</p>
登録制メール(いメールかほく)	<p>災害時には登録対象者にメールで避難情報等を配信する。</p> <p>登録制メールは、対象者に直接情報を伝えるため、確実性が高いといった利点があるが、事前の登録が必要になるため、平時から登録方法の周知が必要。</p>
ケーブルテレビ(かほくチャンネル 地デジ 9ch、ST13 037CH)	<p>災害時には、画面をL字型に分割し避難情報等を伝達する。</p> <p>なお、ケーブルテレビは、契約者に対して特定の地域の詳細な情報を伝達することができるが、有線設備であり、断線対策、停電対策が課題である。</p>
コミュニティFM(FMかほく 78.7MHz)	<p>災害時には、かほく市が緊急割り込み放送を行い、避難情報等を伝達する。</p> <p>ラジオは、携帯性に優れ、停電時でも電池があれば受信可能であるが、一般的に、テレビに比べてラジオの聴取率は低いことから、ラジオのみによって地域全体に緊急の情報伝達を行うのはやや困難である。</p> <p>ただし、コミュニティFM放送の場合は、市町村単位のきめ細かな防災情報を伝達することができるほか、緊急警報信号を受信して自動的に電源が入る自動起動ラジオは防災行政無線の戸別受信機と同様な使い方が可能である。</p>
Lアラート	<p>市から発信された情報は、Lアラートを通じて、テレビ局、ラジオ局、携帯電話会社、WEB サイト事業者、サイネージ事業者、スマホアプリ事業者、カーナビ事業者などに瞬時に提供される。</p> <p>普段利用しているテレビ・スマホなど多様なメディアから情報を得られ、また、同一の情報源に基づく情報を複数のメディアが発信するため、流言飛語による混乱が防止される。</p> <p>今後も、多様な業種の参入により伝達ルートの拡大が見込まれる。</p>
TV 放送	<p>TV 放送は、避難勧告等の速報性の高い情報がテロップ(文字情報)により迅速に発信され、繰り返し呼びかけられるなど、避難行動に結びつきやすい伝達手段であるが、停電に弱い上、既に被害が発生した地域の情報が放送される場合が多く、これから避難が必要な地域の居住者・施設管理者等に対し、必要性が適切に伝わらない場合もある。</p> <p>また、特定の市町村や地域を対象とした詳細な情報伝達を繰り返し放送することが難しい場合も多い。このような短所を補うために、テレビのデータ放送を活用することも考えられる。</p>

区分	内容
ラジオ放送	<p>ラジオは、携帯性に優れ、停電時でも電池があれば受信可能であるが、一般的に、テレビに比べてラジオの聴取率は低いことから、ラジオのみによって地域全体に緊急の情報伝達を行うのはやや困難である。</p>
緊急速報メール	<p>緊急速報メールは、市が契約する携帯電話事業者（NTTドコモ・ソフトバンク・KDDI）で利用できる。</p> <p>市からの避難勧告等の情報を、屋内外、移動中を問わず、特定エリア内の携帯電話利用者に一斉配信（一斉メール）することができる手法であり、居住者以外の当該エリアに居合わせた人にも情報伝達することができる。</p> <p>なお、緊急速報メールの配信には携帯電話事業者との利用規約に沿って運用する必要があること（配信可能項目や文字数制限（表題 15 文字、本文 200 文字（NTT ドコモは本文 500 文字））があること等から、あらかじめ、配信内容や文例等の準備をしておく必要がある。</p>
電話、FAX、メール	<p>固定電話、FAX、携帯電話（メールを含む）による情報伝達は、対象者に直接情報を伝えるため、確実性が高いといった利点があるが、停電に弱い上、電話による情報伝達では、輻輳により繋がりにくい場合がある、電話番号が分かる相手にしか連絡が取れない、同時に複数の相手に連絡することができないといった課題がある。</p> <p>したがって、市は、電話を用いる場合は、自治会長等の限られた人に連絡するような仕組みを構築しておく必要がある。</p> <p>一方、FAX やメールは、あらかじめ一斉送信を行う者を決め、連絡先を登録しておけば、一定程度の対象者に直接情報を伝えることができる。</p>
広報車、消防団による広報	<p>広報車は、避難勧告等呼びかける地域を実際に巡回して直接伝達するため、現地状況に応じた顔が見える関係での避難の呼びかけができるが、対象地域へのアクセスルートが限られる場合や、その周辺一帯が浸水等の被害を受けている場合は、対象地域を巡回できないことがある。</p> <p>また、災害対応中に確保できる人員や車両が限られている場合は、直ちに全ての対象地域を巡回できない場合もある。</p>
消防団、警察、自主防災組織、近隣の居住者等による直接的な声掛け	<p>消防団、警察、自主防災組織、近隣の居住者等による直接的な声掛けは、対象者に直接情報を伝えることができるため、確実性が高いといった利点があるが、訓練や地域連携等を通じて、いざというときに声掛けがしやすい雰囲気を地域コミュニティ内で醸成しておくことが重要である。</p>
ツイッター等のSNS	<p>SNS（Social Networking Service）は、登録された利用者同士がリアルタイムで情報交換できる Web サイトの登録制サービスであり、ツイッター（Twitter）やフェイスブック（Facebook）などがある。</p> <p>SNS は、利用者間で情報が伝搬・拡散し、利用者の思い込みや誤った情報が広まってしまう場合もあることから、市は、誤った情報が広まることも考慮して、正確な情報を発信し続ける必要がある。</p>
IP 告知システム	<p>IP 告知システムとは、IP 技術を用いて災害情報提供を行うシステムである。</p> <p>ブロードバンド環境が必要であり、IP ネットワークに専用端末を接続し、家庭内あるいは小中学校等に設置することにより放送型式で情報伝達を行うことができる。専用端末には緊急放送を感知して自動的に電源が入る機能などがあり、防災行政無線の戸別受信機と同様な使い方が可能であるが、有線設備を利用しているため、断線対策、停電対策が必要である。</p>

(2) 伝達の方法

避難情報の伝達にあたっては、既にメディア等で使用されているものや、ISO による危険の深刻度を表すカラーコード（ISO22324）を参考に、色で危険度を表現するよう努める。

【メディアにおける表示例】

NHK ONLINE の表示例	
避難指示（緊急）	直ちに避難を
避難勧告	速やかに避難を
避難準備・高齢者等避難開始	避難に時間のかかる人は避難開始

5 要配慮者等の避難の実効性の確保

市は、要配慮者（要配慮者利用施設の利用者を含む。）や地下街等の利用者の円滑な避難の確保に努めるものとする。

特に、要配慮者利用施設等における避難については、施設管理者等に対し、災害計画を作成するにあたり、自然災害からの避難も対象となっていることを認識し、必ずそれを盛り込んだ計画としなければいけないことを、平時から周知する。

また、在宅の避難行動要支援者の迅速・確実な避難にあたっては、かほく市避難支援プラン（全体計画）に基づき実現性のある支援体制を構築する。

(1) 要配慮者利用施設等における災害計画の実効性の確保

市及び関係機関は、要配慮者利用施設が作成する災害計画の実効性を確保するため、施設開設時及び定期的な指導監査において、災害計画等への洪水や土砂災害等の対策の記載、浸水想定区域図等の活用、訓練の実施状況、緊急度合に応じた複数の避難先の確保状況等について確認するものとする。

また、確認にあたっては、普段から施設との関わりがある担当部局、防災分野の専門知識を持つ防災担当部局、洪水、土砂災害、高潮等の専門知識をもつ土木部局が連携して実施するものとする。

なお、県が指導監査等を実施する要配慮者利用施設については、避難勧告等の発令を担う市の防災担当部局、要配慮者利用施設への避難勧告等の伝達を担う市の担当部局等が、県と連携して実施するものとする。

(2) 要配慮者の避難

在宅の避難行動要支援者については、かほく市避難支援プラン（全体計画）に基づき、実現性のある支援体制を構築する。

また、要配慮者利用施設への通所者については、家族とともに避難するのが良いのか、または施設で避難するのが良いのか、どちらがより適切かについては、本人・家族・施設の状況、自宅と施設の危険度の違い、避難のしやすさ等に応じて決まってくるため、これらを勘案して、災害計画において基本的な対応を事前に決めておく必要がある。

(3) 要配慮者利用施設等や要配慮者への情報の伝達

ア 要配慮者利用施設等への情報の伝達

水防法、土砂災害防止法及び津波防災地域づくりに関する法律では、市地域防災計画において、当該計画に位置づけられた施設管理者等への洪水予報等の伝達方法を定めることとされている。

施設管理者等が利用者の避難支援を始めるのは、避難準備・高齢者等避難開始が発令された段階であることから、市は、要配慮者利用施設等へ情報が確実に伝達されるよう、情報伝達体制を定めておくものとし、伝達にあたっては、避難勧告等の伝達であれば、実際に避難勧告等の発令を担う防災担当部局等の情報を基に、施設との関係が深い市の担当部局が行うものとする。

なお、県管轄の施設についても、伝達の迅速性の観点から市が一元的に行うような体制の構築に努める。

イ 避難行動要支援者への情報の伝達

避難行動要支援者への情報伝達では、それぞれに応じた多様な伝達手段や方法を活用し、確実に情報周知できる体制を整えるよう努める。

対象者	伝達手段等
聴覚障害者	FAX による災害情報配信、聴覚障害者用情報受信装置、戸別受信機（表示板付き）
視覚障害者	受信メールを読み上げる携帯電話、戸別受信機
肢体不自由者	フリーハンド用機器を備えた携帯電話
その他	○メーリングリスト等による送信 ○字幕放送・解説放送（副音声など 2 以上の音声を使用している放送番組：音声多重放送）・手話放送 ○SNS 等のインターネットを通じた情報提供 ○わかりやすい日本語による情報提供 ○多言語による情報提供

第2章 発令基準・防災体制

1 避難勧告等発令の判断基準の基本的考え方

避難勧告等発令の判断基準の基本的考え方は次の通りとする。

- 対象とする災害の種別毎に避難行動が必要な地域を示して、居住者等が適切な避難行動がとれるように、判断基準を基に避難勧告等を発令する。
- 避難勧告等は一定の範囲に対して発令せざるを得ない面があることから、対象区域の個々の居住者等が、どのような避難行動が必要かあらかじめ理解し、避難先や避難経路等を確認するように訓練等を通じて徹底する。
- 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。なお、避難指示（緊急）については、災害が発生している、もしくは発生するおそれが極めて高い状況において、発令することを想定している。
- 避難勧告等が発令された際、既に周囲で洪水等や土砂災害が発生している等、遠方の指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと、居住者・施設管理者等が自ら判断した場合には、近隣の安全な建物等の「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」をとる場合があることを、居住者・施設管理者等に平時から周知しておく。
- 平成26年の広島市における土砂災害等の教訓から、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難である土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いについては、避難準備・高齢者等避難開始を積極的に活用することとし、避難準備・高齢者等避難開始が発令された段階から自発的に避難を開始することを、土砂災害警戒区域・危険箇所や当該河川沿い等の居住者・施設管理者等に推奨する。
- 高潮については、台風等の接近に伴う暴風が吹き始めるまでに、予想最高潮位に応じて想定される浸水区域の外への立退き避難を完了する必要があるため、リードタイムを充分にとり避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告を発令することとなる。
- 避難準備・高齢者等避難開始については、それを発令したからといって必ずしも避難勧告・指示を出さなければならないわけではなく、危険が去った場合には避難準備・高齢者等避難開始のみの発令で終わることもあり得る。このような認識の下、時機を逸さずに避難準備・高齢者等避難開始を発令する。
- 避難勧告等が発令したにもかかわらず災害が発生しない、いわゆる「空振り」の事態を恐れず、判断基準に基づき避難勧告等が発令するものとする。また、居住者等に対しては「空振り」であっても、被害がなければ良かったと思えるような意識を醸成しておくものとする。
- 事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の順に発令する必要はなく、状況に応じ、段階を踏まずに避難勧告等が発令する等、臨機応変に対応する。
- 指定緊急避難場所が未開設であったとしても、あるいは夜間や外出が危険な状態であっても、災害が切迫した状態であれば、避難勧告等が発令する。避難勧告等が発令されると、行政による伝達に加え、マスメディアやインターネット・アプリ等からも、居住者・施設管理者等に避難行動を呼びかける注意喚起がなされることにより、「近隣の安全な場所」

への避難や「屋内安全確保」といった緊急的な避難行動がとられ、少しでも危険性の低い場所に身を置くことが期待できる。このような状況下において避難勧告等を発令する場合には、屋外が危険な場合には屋内安全確保が望ましい等、とるべき避難行動を発令時にあわせて伝達する。さらに、立退き避難、屋内安全確保のいずれが望ましいか、その時の状況に応じて居住者等が避難行動を主体的に判断できるよう、平時から周知活動に取り組むべきである。

○避難勧告の発令時点において指定緊急避難場所の開設が完了していない事態をできるだけ避けるため、避難準備・高齢者等避難開始の発令段階で、必要となる指定緊急避難場所を順次開設し始め、避難勧告発令までに開設し終えるものとする。また、開設している指定緊急避難場所がどこかが具体的に分かる情報を、自主防災組織や居住者等に速やかに伝達するものとする。

2 防災気象情報等の入手

避難勧告等を発令する重要な参考情報となる防災気象情報等については、情報を入手する手段を確認し、特に、氾濫危険情報、土砂災害に関するメッシュ情報といった避難勧告等に直結する防災気象情報等を迅速かつ確実に入手し、避難勧告等の発令判断に遅れをきたさないようにしておくものとする。

【気象情報の入手先】

情報提供先	サイト名	掲載情報
石川県（河川課）	石川県河川総合情報システム	石川県内の雨量や河川の水位、ダムの諸量などの観測情報、気象警報・注意報など河川の防災情報
石川県（危機対策課）	石川県防災気象情報	石川県内の気象情報
石川県（砂防課）	石川県土砂災害情報システム（SABOアイ）	石川県内の降雨状況や今後の予測、土砂災害警戒情報の発表状況、地域別のより詳細な危険度情報
国土交通省金沢河川国道事務所	防災情報いしかわ	石川県内の雨量や河川の水位・道路情報
金沢地方気象台	金沢地方気象台ホームページ	警報・注意報の発表状況、気象レーダーなど石川県における最新の気象情報
	防災情報提供システム	気象警報・注意報の発表状況、警報発表の可能性の表示、予報官による今後の気象状況等に関するコメントなど、金沢地方気象台が提供する防災情報

3 洪水等の避難勧告等

(1) 避難勧告等の対象とする洪水等

本マニュアルでは、水防法に基づき、洪水により国民経済上重大な損害又は相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定することとされている、水位周知河川（宇ノ気川・河北潟）について、避難勧告等の発令対象とする。

なお、小河川・下水道等からの氾濫については、宅地や流路の状況等から、居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと考えられる場合など、必要に応じて避難勧告等の発令対象とする。

(2) 避難勧告等の発令対象区域

かほく市宇ノ気川洪水ハザードマップの浸水想定区域を基本とし、発令時の河川状況や、決壊、溢水のおそれがある地点等の諸条件を考慮するものとする。

なお、小河川・下水道等からの氾濫については、上流域の状況、气象台や河川管理者の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に判断する。

【避難勧告等の発令対象区域】

余地、上田名、谷、横山、宇気、七窪、鉢伏、宇野気、森、向野、内日角、狩鹿野、指江、湖北、大崎、その他（必要に応じて）
--

また、次の場合は、命を脅かす危険性が高いため、安全な地域への移動を伴う立ち退き避難を原則とする。

ア 堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊したりした場合に、河川から氾濫した水の流れが直接家屋の流失をもたらすおそれがある場合

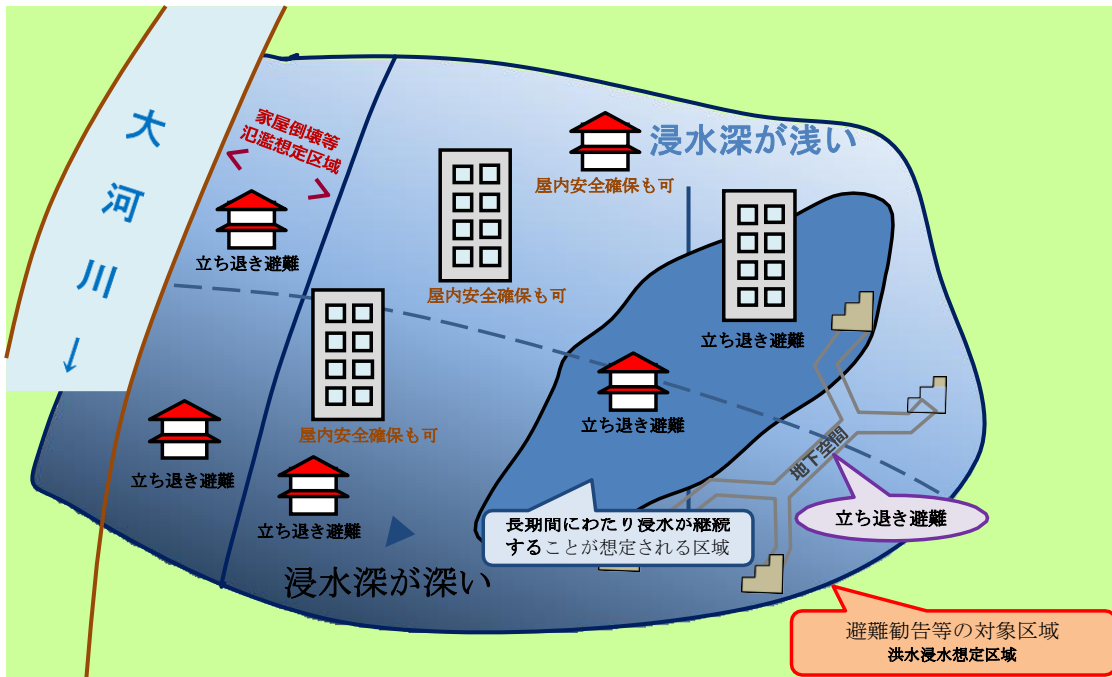
イ 山間部等の川の流れの速いところで、河岸侵食や氾濫流により、家屋流失をもたらすおそれがある場合

ウ 氾濫した水の浸水の深さが深く、平屋の建物で床上まで浸水するか、2階建て以上の建物で浸水の深さが最上階の床の高さを上回ることにより、屋内安全確保をとるのみでは命に危険が及ぶおそれがある場合

エ 人が居住・利用等している地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合（住宅地下室、地下街、地下鉄等、道路のアンダーパス部の車両通行、地下工事等の一時的な地下への立ち入り等にも留意が必要。）

オ ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続するおそれがある場合

【河川からの氾濫が想定される際の避難勧告等の発令対象区域】



(3) 避難勧告等の発令を判断するための情報

洪水による被害は河川水位の上昇に伴う堤防の決壊や溢水等によって発生するため、水位等の河川の状況や、堤防等の施設の異常に係る情報によって、避難勧告等の発令を判断する。

また、関係機関等から伝達等される情報も避難勧告等発令の判断に活用する。ただし、決して情報待ちになることなく、自ら情報収集に努めるとともに、必要に応じて、関係機関に助言を求めるものとする。

ア 水位情報

洪水被害発生のおそれを判断するための情報としては、水位情報が最も基礎的な情報となる。

(ア) 水位周知河川

洪水により国民経済上重大な損害又は相当な損害を生ずるおそれがあるものとして、指定された水位周知河川については、洪水のおそれがあると認められるときは、国・都道府県が水位等を示して警戒を呼びかけることになっている。具体的には、河川の主要な水位観測所毎に国・都道府県が設定した氾濫危険水位、避難判断水位等に到達したとき、または到達する見込みのときに水位情報が提供される。

(イ) その他河川等

一般に氾濫危険水位、避難判断水位等は設定されていないが、水防活動開始の目安になる水位が氾濫注意水位として設定されている場合には、当該水位への到達状況を参考にすることができる。水位の観測や基準となる水位の設定がされていない場合は、水位に代わる情報として、カメラ画像、水防団からの報告等の現地情報を活用した上で、雨量情報を参考とすることが必要になる。

【水位周知河川における水位情報通知の対象水位観測所及び避難判断水位等並びに水防警報を行う河川における警報発表の対象水位観測所及び氾濫注意水位等】

河川名	水位周知河川		水位周知河川以外	
	宇ノ気川	河北潟	宇ノ気川	大海川
観測所名	宇ノ気川 (文化橋下流)	潟 端	上田名橋	八野大橋
地先名	かほく市森	河北郡津幡町太田	かほく市上田名	かほく市八野
位置	宇ノ気川	潟 端	-	-
水防団待機水位	1.50m	0.80m	0.70m	0.90m
氾濫注意水位	2.35m	0.90m	1.20m	1.20m
避難判断水位	2.60m	1.10m	-	-
氾濫危険水位	2.90m	1.20m	-	-
危険水位	3.26m	1.30m	-	-
付近の堤防高	4.80m	3.00m	2.90	4.00
観測員 通報先土木事務所	津幡土木事務所			

イ 水位上昇の見込みを判断するための情報

避難勧告等の発令基準については水位の実況値を基本的な判断材料としつつも、急激な水位上昇をとらえて前もった対応ができるようにしたり、氾濫発生の前に一定の猶予時間を確保したりするために、その後の水位上昇の見込みに関する情報を組み合わせることが有効である。

ただし、河川流域の形態や降雨の継続時間等によって、下流に流出する洪水の到達時間やピーク水位等が異なることに留意が必要である。

(ア) 上流地点の水位情報（上流に水位観測所がある場合に限られる）

上流地点の水位の上昇傾向をもって、その後の当該地点の水位上昇のおそれを把握する。なお、上流の観測所との間に大きな支川の合流や貯留施設等があり、それらの影響が大きい場合には、確度は低くなることに留意が必要である。

(イ) 流域雨量指数（流域雨量指数の予測値は H29 年度出水期から提供開始）

河川毎に上流域の降雨を基に下流の対象地点の洪水危険度を示す相対的な指標であることから、流域雨量指数の予測値が徐々に高まり、洪水警報等の基準値（過去の洪水実績から氾濫発生のおそれがある値として設定されている。）に接近・到達・超過していく状況（洪水警報等の基準値への到達状況に応じて色分け表示される。）をもって、その後の水位上昇のおそれを把握する。

流域雨量指数の活用にあたっては、指数が上流域の降雨の流出・流下過程を簡易的に考慮したものであり、河川水位に与える影響のうち指数計算では考慮されていない要素（貯留施設等）が存在すること、水位の実況値による実況補正が行われていないことに留意が必要である。指数計算で考慮されていない要素の影響が大きい河川については、水位上昇の見込みの確度は低くなることに留意が必要である（洪水警報等の基準値にはそうした要素も一定程度反映されている）。

(ウ) 実況雨量・予測雨量

降水短時間予報（6時間先までの各1時間雨量）、府県気象情報（予想される24時間雨量）等により、代表地点の雨量が得られることに加え、「市町村向け川の防災情報」で提供される流域平均雨量が得られるため、これらの雨量の値が過去の洪水実績等から設定した累加雨量や時間雨量に接近・到達した状況をもって、水位上昇の見込みに活用することができる。

ウ 堤防等の施設に係る情報

堤防等の施設の異常が確認された場合には、水位や雨量の状況にかかわらず、躊躇なく避難勧告等を発令する。合流先の河川水位が上昇した場合には水門で逆流を防止した上で排水機場により合流先河川へと排水する方法をとっている河川においては、排水先河川の水位が氾濫危険水位等を越えそうになると、排水先河川の堤防決壊を防止するために排水機場の運転を停止せざるを得なくなる場合がある。このような場合においては、当該河川の排水ができなくなり氾濫のおそれが急激に高まるため、避難指示（緊急）を発令する。

エ 台風情報、洪水警報等

台風情報や洪水警報等については、防災体制や水防体制の確保や、深夜・早朝の避難行動が想定される場合における夕刻時点で避難準備・高齢者等避難開始を発令する際の判断材料とすることができる。

なお、特別警報については、避難勧告等の具体の発令判断材料としては用いることは適切ではない。雨量を基準とする大雨特別警報（浸水害）については、それが発表された時には、既に避難勧告等が発令されていることが想定され、適切な区域に発令されているか等、実施すべき措置がとられているかを再確認することに活用する。台風等を要因とする大雨特別警報（浸水害）については、台風の気圧と最大風速を基準に、台風の接近している段階で、対象となる地域における大雨警報、暴風警報、高潮警報、波浪警報が特別警報として発表される。発表時点では各河川の水位や雨量が避難勧告等の基準に達していない場合が多いと想定されるため、暴風等により避難が困難となることを想定して、早めの避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告の発令を検討する。

オ 水防法等に基づく県からの情報伝達

水防法等に基づき、水位情報等が市長に伝達される。これらの情報が提供されるタイミング、避難勧告等の判断に用いる水位観測所の氾濫危険水位等をあらかじめ確認しておく必要がある。

カ 水防団等からの現地の情報

水防団等から、堤防等の施設の異常にかかる情報の報告があった場合には、その程度の確認や位置の特定等を速やかに実施する。

キ 河川管理者等からのホットライン（情報提供）

市長を支援するための情報提供として、専門的知見を有する河川管理者や気象台幹部職員から、河川や気象の状況、今後の見通しなどを、市長等に直接電話で伝える取組の充実が図られているため、この情報提供を避難勧告等発令の判断に活用する。

(4) 避難勧告等の判断基準の設定

ア 水位周知河川（宇ノ気川・河北潟）

区分	判断基準
避難準備・高齢者等避難開始	<p>1～4のいずれかに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合 2 水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 <ol style="list-style-type: none"> ①上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3 軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（その前の夕刻時点に発令する。）
避難勧告	<p>1～4のいずれかに該当する場合に、避難勧告を発令する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合 2 水位観測所の水位が氾濫注意水位（又は避難判断水位）を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 <ol style="list-style-type: none"> ①上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合 ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3 異常な漏水・侵食等が発見された場合 4 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（その前の夕刻時点に発令する。） <p>注）夜間や暴風、豪雨等により外出が危険な状況であったとしても、「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」といった緊急的な避難行動によって、少しでも危険性の低い場所に身を置くことができるため、躊躇なく避難勧告等を発令する。</p>
避難指示（緊急）	<p>1～4のいずれかに該当する場合に、避難指示（緊急）を発令する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決壊や越水・溢水が発生した場合 2 水位観測所の水位が堤防高に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） 3 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 4 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定） <p>注）夜間や暴風、豪雨等により外出が危険な状況であったとしても、「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」といった緊急的な避難行動によって、少しでも危険性の低い場所に身を置くことができるため、躊躇なく避難勧告等を発令する。</p>
解除	<p>水位が氾濫危険水位及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除するものとする。</p> <p>また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本として、解除するものとする。</p>

イ 小河川・下水道等

小河川・下水道等については、基本的に避難勧告等の発令対象としないが、居住者・利用者に命の危険を及ぼすと考えられる場合は、必要に応じて避難勧告等を発令する。

また、判断に当たっては、水位周知河川の判断基準、上流域の状況、气象台や河川管理者の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

なお、避難勧告等の解除については、当該河川または下水道の水位が十分に下がり、かつ、当該河川の流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合、下水道については降雨がほとんど予想されていない場合を基本として、解除するものとする。

4 土砂災害の避難勧告等

(1) 避難勧告等の対象とする土砂災害

本マニュアルで対象とする土砂災害は、急傾斜地の崩壊、地すべり、土石流とする。

なお、深層崩壊、山体の崩壊については、技術的に予知・予測が困難であることから、基本的に対象としない。ただし、深層崩壊のおそれが高い溪流等においては降雨の状況等に応じ、避難勧告等の範囲を広げることが検討する必要がある。

(2) 避難勧告等の発令対象区域

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害（特別）警戒区域」という。）を基本とする。

また、降雨時においては、前兆現象や土砂災害の発生した箇所の周辺区域についても避難の必要性について検討する必要がある。

なお、土砂災害は命を脅かすことが多いことから、発令対象地域の全てにおいて立ち退き避難することを原則とする。特に木造家屋は土砂災害によって倒壊、流失、埋没する危険性があるため、避難準備情報が発令された段階等において、早めに立ち退き避難を行う必要がある。

【区域の定義】

土砂災害警戒区域	土砂災害が発生した場合に居住者等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ居住者等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域

【土砂災害（特別）警戒区域】

地区名	箇所名	種類	土砂災害防止法に基づく県の指定
内高松	内高松 1 号	急傾斜	土砂災害警戒区域 及び 土砂災害特別警戒区域
	内高松 2 号	急傾斜	土砂災害警戒区域 及び 土砂災害特別警戒区域
若緑	若緑	地すべり	土砂災害警戒区域
	若緑西	地すべり	土砂災害警戒区域
	ドウダ川	土石流	土砂災害警戒区域
	若緑 1 号	急傾斜	土砂災害警戒区域 及び 土砂災害特別警戒区域
	若緑 2 号	急傾斜	土砂災害警戒区域 及び 土砂災害特別警戒区域
箕打	箕打 1 号	急傾斜	土砂災害警戒区域 及び 土砂災害特別警戒区域
	箕打 2 号	急傾斜	土砂災害警戒区域 及び 土砂災害特別警戒区域
瀬戸町	瀬戸	急傾斜	土砂災害警戒区域 及び 土砂災害特別警戒区域
森	森	急傾斜	土砂災害警戒区域 及び 土砂災害特別警戒区域
多田	多田	急傾斜	土砂災害警戒区域 及び 土砂災害特別警戒区域
気屋	気屋川	土石流	土砂災害警戒区域
	気屋 1 号	急傾斜	土砂災害警戒区域 及び 土砂災害特別警戒区域
	気屋 2 号	急傾斜	土砂災害警戒区域 及び 土砂災害特別警戒区域
上山田	上山田 1 号	急傾斜	土砂災害警戒区域 及び 土砂災害特別警戒区域
	上山田 2 号	急傾斜	土砂災害警戒区域 及び 土砂災害特別警戒区域
	上山田 4 号	急傾斜	土砂災害警戒区域 及び 土砂災害特別警戒区域
	上山田 5 号	急傾斜	土砂災害警戒区域 及び 土砂災害特別警戒区域
	上山田 3 号	急傾斜	土砂災害警戒区域 及び 土砂災害特別警戒区域
	上山田 6 号	急傾斜	土砂災害警戒区域 及び 土砂災害特別警戒区域
	上山田 7 号	急傾斜	土砂災害警戒区域 及び 土砂災害特別警戒区域
下山田	下山田	急傾斜	土砂災害警戒区域 及び 土砂災害特別警戒区域
	下山田 2 号	急傾斜	土砂災害警戒区域 及び 土砂災害特別警戒区域
鉢伏	鉢伏 1 号	急傾斜	土砂災害警戒区域 及び 土砂災害特別警戒区域
	鉢伏 2 号	急傾斜	土砂災害警戒区域 及び 土砂災害特別警戒区域
	鉢伏 3 号	急傾斜	土砂災害警戒区域 及び 土砂災害特別警戒区域
	鉢伏 4 号	急傾斜	土砂災害警戒区域 及び 土砂災害特別警戒区域
谷	谷 1 号	急傾斜	土砂災害警戒区域 及び 土砂災害特別警戒区域
	谷 2 号	急傾斜	土砂災害警戒区域 及び 土砂災害特別警戒区域
笠島	笠島	急傾斜	土砂災害警戒区域 及び 土砂災害特別警戒区域
上田名	上田名	急傾斜	土砂災害警戒区域 及び 土砂災害特別警戒区域
余地	大滝ヶ市川	土石流	土砂災害警戒区域
	小滝ヶ市川	土石流	土砂災害警戒区域 及び 土砂災害特別警戒区域
	宮前川（1号）	土石流	土砂災害警戒区域 及び 土砂災害特別警戒区域
	宮前川（2号）	土石流	土砂災害警戒区域 及び 土砂災害特別警戒区域
	杉ノ谷	土石流	土砂災害警戒区域
	ジョウサイ川	土石流	土砂災害警戒区域
	杉野川	土石流	土砂災害警戒区域 及び 土砂災害特別警戒区域
	杉野川（2）	土石流	土砂災害警戒区域 及び 土砂災害特別警戒区域
	南余地川	土石流	土砂災害警戒区域
	南余地川（2）	土石流	土砂災害警戒区域
	余地 1 号	急傾斜	土砂災害警戒区域 及び 土砂災害特別警戒区域
余地 2 号	急傾斜	土砂災害警戒区域 及び 土砂災害特別警戒区域	

(3) 避難勧告等の発令を判断するための情報

土砂災害が発生するかどうかは、土壌や斜面の勾配、植生等が関係するが、避難勧告等発令の視点では、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを表す土壌雨量指数等の長期降雨指標と 60 分間積算雨量等の短期降雨指標を組み合わせた基準を用いている土砂災害警戒情報が判断の材料となる。

関連する防災気象情報としては、大雨注意報・警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、大雨特別警報（土砂災害）、警報級の可能性がある。

ア 大雨注意報・大雨警報（土砂災害）

防災体制の設定、避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断材料とする。

イ 土砂災害警戒情報

土地を5kmメッシュの格子単位で区切った場所毎の60分間積算雨量や土壌雨量指数等の状況の評価し、発表区域に係るメッシュのいずれか一つでも基準を超過すると予想された場合に、地区（小学校下）単位で発表される。しかし、発表された地区内における危険度には差があることから、市は、あらかじめ設定した避難勧告等の発令単位と土砂災害に関するメッシュ情報とを参照し、避難勧告等の対象区域及び発令の判断をする必要がある。

ウ 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測又は解析したときに府県気象情報の一種として発表され、避難勧告等の発令の判断材料とする。

エ 大雨特別警報（土砂災害）

大雨特別警報（土砂災害）については、雨量を基準とするものと台風等を要因とするものの2種類がある。台風等を要因とするものは、前章の「洪水等」において記載した、台風等を要因とする大雨特別警報（浸水害）と同様の取り扱いとし、避難勧告等の具体の発令判断材料としては用いることは適切ではない。一方、雨量を基準とする大雨特別警報（土砂災害）は、大雨警報（土砂災害）の基準をはるかに超える大雨に対して発表されるものであり、その発表時には、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」したメッシュが出現し、既に災害が発生している場合もあり得ることから、基本的には土砂災害に関するメッシュ情報等の判断基準に基づき、既に避難指示（緊急）等が発令されているものと想定される。このため、大雨特別警報（土砂災害）の発表時には、土砂災害に関するメッシュ情報を参照し、避難指示（緊急）等の対象区域の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認する必要がある。

オ 土砂災害に関するメッシュ情報（土砂災害警戒判定メッシュ情報、県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報）

「土砂災害に関するメッシュ情報」の計算は、累加雨量とその時点から最大2～3時間先までの予測雨量をもとに計算されていることから、3～4時間以上先の状況を勘案したものではない。このため、短時間に発達する局地的な大雨があった場合、避難準備・高齢者等避難開始を発令した後、時間をおかずに土砂災害の警戒を要するレベルに達する場合もあることを認識する必要がある。

また、土砂災害に関するメッシュ情報は3時間以上先の状況を評価出来ないため、降水短時間予報、府県気象情報、大雨警報（土砂災害）・注意報に記載される警報級の時間帯や予想される24時間降水量等を参考に、当日夕方の時点で翌朝までの大雨が想定される場合は、避難準備・高齢者等避難開始又は避難勧告の発令を検討する必要がある。

(4) 避難勧告等の判断基準の設定

区分	判断基準
避難準備・高齢者等避難開始	<p>1～4のいずれかに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報の「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合 2 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合 4 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（その前の夕刻時点で発令する。）
避難勧告	<p>1～4のいずれかに該当する場合に、避難勧告を発令する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土砂災害警戒情報が発表された場合 2 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報の「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合 3 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 4 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 <p>注）夜間や暴風、豪雨等により外出が危険な状況であったとしても、「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」といった緊急的な避難行動によって、少しでも危険性の低い場所に身を置くことができるため、躊躇なく避難勧告等が発令する。</p>
避難指示（緊急）	<p>1～5のいずれかに該当する場合に、避難指示（緊急）を発令する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報の「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」した場合 2 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 3 土砂災害が発生した場合 4 山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合 5 避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要がある場合 <p>注）夜間や暴風、豪雨等により外出が危険な状況であったとしても、「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」といった緊急的な避難行動によって、少しでも危険性の低い場所に身を置くことができるため、躊躇なく避難勧告等が発令する。</p>
解除	<p>避難勧告等の解除は土砂災害警戒情報が解除された段階を基本とするが、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、現地の状況を踏まえ、土砂災害の危険性について総合的に判断することが必要となる。</p> <p>この際、市は国・都道府県の土砂災害等の専門家に助言を求めることを検討する。</p>

5 津波の避難指示（緊急）

（1）避難指示（緊急）の対象とする津波

津波は 20cm から 30cm 程度の高さであっても、急で強い流れが生じるため、これに巻き込まれて流されれば、命を脅かされる可能性があることから、大津波警報・津波警報・津波注意報のいずれが発表された場合であっても、避難指示（緊急）の対象とする。

（2）避難指示（緊急）の対象とする区域

平成 23 年度に石川県が実施し、平成 28 年度に見直しを行った津波浸水想定に基づく浸水想定区域を基本とする。

ただし、津波浸水想定精度には限界があることから、大津波警報が発表されたときは区域より内陸側であっても、避難指示（緊急）の対象とする。

なお、津波は、浸水深が 1.5m を超えると木造家屋の倒壊・流失をもたらすこと、想定を上回る津波の高さとなる可能性があること、津波の到達時間が短いこと、津波は勢いがあるため海岸付近における津波の高さよりも標高が高い地点まで駆け上がること、地震の揺れによる海岸堤防の破壊や地盤沈下により、津波の浸水範囲が広がる場合もあることから、避難指示（緊急）の発令対象とする全ての区域において、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難を原則とする。

【津波浸水想定結果】

浸水面積		最大津波高	最大津波到達時間	影響開始時間
住居地域	非住居地域			
-	1.92 k m ²	3.8 m	25 分	21 分

※影響開始時間は、海岸付近の海域で 20cm の海面変動が生じるまでの最短の時間をいう。

ア 津波注意報・津波警報の発表時

津波浸水想定に基づく浸水想定区域

大崎から二ツ屋の海岸付近、湖北の一部

イ 大津波警報の発表時

次の地区の内、標高 20m 未満の地域

二ツ屋、北新町、北中町、上北町、岸川町、桜井町、中町、下伊丹町、六軒町、流川町、南町、元町、古宮町、木津、松浜、遠塚、浜北、秋浜、外日角、白尾、大崎、内日角

(3) 避難指示（緊急）の発令を判断するための情報

ア 津波注意報・津波警報・大津波警報

地震の発生から、3分程度を目処に津波警報等が発表される。

また、津波の高さは5つに区分され、各区分の高い方の数値が発表される。

なお、マグニチュード8を超えるような巨大地震の場合、精確な地震の規模をすぐには把握できないため、その海域における最大級の津波を想定して、大津波警報や津波警報が発表されるが、このとき予想される津波の高さは「巨大」、「高い」という定性的な表現で発表され、その後、精確な地震の規模が確定した段階で予想される津波の高さが数値で示される。

【大津波警報・津波警報・津波注意報と津波の高さの区分】

区分	予想される津波の高さの区分	発表される津波の高さ	
		数値	定性的表現
大津波警報	10m ～	10m 超	巨大
	5m ～ 10m	10m	
	3m ～ 5m	5m	
津波警報	1m ～ 3m	3m	高い
津波注意報	20cm ～ 1m	1m	(表記しない)

(4) 避難指示（緊急）の判断基準の設定

区分	判断基準
避難指示（緊急）	<p>1～2のいずれかに該当する場合に、避難指示（緊急）を発令する。</p> <p>1 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表</p> <p>2 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合</p> <p>※ 遠地地震の場合の避難勧告等</p> <p>我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。</p> <p>市は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告の発令を検討するものとする。</p>
解除	<p>当該地域が避難指示（緊急）発令の基準としている大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された段階を基本として、解除するものとする。</p> <p>なお、浸水被害が発生した場合は、津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として解除するものとする。</p>

6 避難勧告等の発令時における助言

災害対策基本法では、避難勧告等を発令しようとする場合において、必要があれば、市長は、指定地方行政機関の長や都道府県知事に対して、助言を求めることができることとされている。

これら関係機関は、リアルタイムのデータを保有しており、地域における各種災害の専門的知見を有していることから、状況に応じて、河川堤防の状況や今後の水位や降雨の見通し、災害により危険が生じることが予想される区域、避難勧告の発令のタイミング等について、助言を求めるものとする。

なお、災害時にこの規定に基づく対応が円滑かつ迅速に実行できるように、市は平常時から関係機関と連絡を密にとり、いざという時に的確に運用できる体制を構築するものとする。

また、これらの機関からは、市長からの求めの有無にかかわらず、必要に応じてその専門的知見から能動的な情報提供（ホットライン）がなされる場合があるので、これも判断の参考にするものとする。

【助言を求めることのできる関係機関】

洪水 (二級河川)	・ 石川県河川課 ・ 石川県県央土木総合事務所	TEL076-225-1736 TEL076-241-8201
土砂災害	・ 国土交通省金沢河川事務所 ・ 石川県砂防課 ・ 石川県県央土木総合事務所	TEL076-264-8800 TEL076-225-1751 TEL076-241-8201
津波・高潮	・ 国土交通省金沢河川事務所 ・ 石川県河川課 ・ 石川県県央土木総合事務所	TEL076-264-8800 TEL076-225-1736 TEL076-241-8201
気象、高潮、 地震・津波	・ 金沢地方気象台 ・ 石川県危機対策課	市町ホットライン（※部外秘） TEL076-225-1482

7 市の体制と災害時対応の流れ

(1) 躊躇なく避難勧告等を発令するための体制

市は、躊躇なく避難勧告等を発令するための防災体制を構築するため、次の取組みを進めるものとする。

ア 全庁をあげた防災体制の構築と優先業務の絞り込み

イ 河川管理者や気象台の職員、その経験者、防災知識が豊富な専門家等の知見を活用できるような体制の構築

ウ 訓練及び研修を通じた改善

(2) 自然災害の発生が想定される際の防災体制

職員の動員基準については、かほく市地域防災計画に定められているが、本マニュアルに基づく避難勧告等の判断基準に到達する恐れがある場合や、台風の暴風域や前線が市域にかかると予想される場合等には、「大規模災害発生時におけるかほく市業務継続計画」等に基づき、必要な防災体制をとるものとする。

(3) 防災気象情報の発表等と市の災害時対応の時系列

市は、府県気象情報が発表されたときは、担当者がパソコンを立ち上げ、雨量等の情報を常に把握できる体制を取る。

また、大雨注意報や洪水注意報が発表されれば、洪水等か土砂災害を想定し、1時間毎に河川の水位、雨量、流域雨量指数の予測値、土砂災害に関するメッシュ情報等を確認する体制を取る。

なお、複数の災害に同時に対応できるよう体制を整えておく必要がある。